

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月18日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
同 岡 崎 悦 夫
同 大 寺 健 司
同 原 山 徹 臣
同 福 博 史

監査結果の公表年月日	令和3年2月5日		
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置		
<p><株式会社ネオビエント> 公の施設の管理における過払金の返金について、長期間未収となっているものがあつた。今後、適切な債権管理に努める必要がある。</p>	<p>平成28年度に発生した過払金3,294,000円については、回収業務を進め、債務者に督促を行い、令和2年11月30日に全額を回収した。 なお、適切な債権管理の取組として、過払金と未収入金について次のとおり対応することで今後の再発防止に努めたい。 過払金発生防止策としては、出金前と出金後の2回、支払伝票記載額と通帳との照合や伝票の支払済処理について、総務責任者と担当者によるダブルチェックを行うとともに、総務部長による伝票管理を行っているところであり、今後も継続して再発防止に取り組む。 未収入金回収については、月次の未入金リストを作成・管理し、未入金案件を速やかに把握し、施設内で共有の上、本社に報告するとともに、把握した未入金案件は、総務部長を責任者とし、電話・文書・訪問等により、早急な督促・回収に取り組む。</p>		
<p><徳島県住宅供給公社> 徳島県住宅供給公社会計規程により、契約書を作成する必要がある修繕工事であるにもかかわらず、契約書を作成していないものや請書にて対応しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>令和3年3月26日に開催した理事会において、今回の監査結果について報告を行い、以下の取組について説明し了承を得た。 再発防止対策の取組の内容としては、まず、金額に応じた契約手続きや契約時の確認事項を明記したチェックリスト等を取りまとめた「工事等の発注に係る契約事務の手引き」を作成し、令和3年2月から運用している。 さらに、契約事務の審査体制の強化として、「徳島県住宅供給公社建設工事審査委員会」に定期的（1か月ごと）に契約状況を報告し、適正な契約手続きを確認する体制を整えた。 今後とも、これら措置を継続することにより、組織的な確認を徹底し適正な契約事務の執行に努めたい。</p>		